

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 14 日（火）第2905号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（5件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 4
- 種畜証明書の有効期間の延長（畜産課取扱い） 4
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 5
- 公共測量の終了（3件）（監理課取扱い） 5

公 告

- 落札者等の公告（4件）（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 5
- （県立大島病院取扱い） 6
- （県立薩南病院取扱い） 6
- （県立北薩病院取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 7

公 安 委 員 会 公 告

- 平成25年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告（交通指導課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年 5 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

奄美市住用町大字東仲間字桂勝山1032番（次の図に示す部分に限る。）、1033番、1038番、1039番、1045番、1047番、1050番1、1051番、字赤尾木田1070番、1073番、字古仲間山1079番、1085番、1099番から1101番まで、1107番1、字東仲間山1126番、1127番（次の図に示す部分に限る。）、1131番、1138番、1141番、1145番、1155番、1162番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市笠利町大字喜瀬字手花部田2772番，字ナコマタ2802番1，字ウハンマタ2845番1，笠利町大字手花部字城川内2487番，2498番1，2508番，2515番，2532番，2534番，2537番，2541番，2542番，2547番，2548番，字城溜池2552番1，字ヲフ田原2589番，2596番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市笠利町大字喜瀬字遠サ2200番1，字里サヲズ2246番，字浦遠サ亦2579番，2584番1，字浦川内2603番，字アヤマンノ花2668番3，字芭蕉作2686番，字フルキ亦2697番，2710番1，2713番，字泉袋2740番1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

奄美市笠利町大字平字赤崎原1467番1, 1479番, 字不作原1554番, 1558番, 1574番, 字イサラ原1604番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

奄美市笠利町大字喜瀬字塩田花735番, 字舟越1123番, 字瀬野作1168番, 1200番, 字大亦1207番1, 1207番3, 1243番2, 笠利町大字用安字山中田80番, 84番1, 87番, 字籠田97番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はびね隼人	霧島市隼人町姫	グリーンライフ	大阪府吹田市春	小川 宏隆	平成25年	特定施設

	城1050番地1	株式会社	日三丁目20番8号		5月1日	入居者生活介護
はびね国分	霧島市国分中央六丁目21番13号	グリーンライフ株式会社	大阪府吹田市春日三丁目20番8号	小川 宏隆	平成25年5月1日	特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はびね単人	霧島市単人町姫城1050番地1	グリーンライフ株式会社	大阪府吹田市春日三丁目20番8号	小川 宏隆	平成25年5月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
はびね国分	霧島市国分中央六丁目21番13号	グリーンライフ株式会社	大阪府吹田市春日三丁目20番8号	小川 宏隆	平成25年5月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
井ノ上病院	鹿屋市王子町3980番地1	平成25年5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第595号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
おうじ薬局	鹿屋市王子町3980-3	平成25年5月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第596号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定に基づく平成25年度定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期限を6箇月以内に限り延長する旨通報があった。

平成25年5月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第597号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南さつま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 5 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（カラー撮影（デジタル航空カメラ 地上画素寸法10センチメートル）、写真地図作成レベル1,000）
- 2 作業の期間 平成25年 4 月 30 日から同年10月31日まで
- 3 作業の地域 南さつま市

鹿児島県告示第598号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から平成24年10月30日鹿児島県告示第1196号で告示した公共測量の実施は、平成24年11月15日終了した旨の通知があった。

平成25年 5 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大隅地域振興局長から平成24年 9 月 18 日鹿児島県告示第1052号で告示した公共測量の実施は、平成25年 3 月 15 日終了した旨の通知があった。

平成25年 5 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南薩地域振興局長から平成24年 9 月 28 日鹿児島県告示第1085号で告示した公共測量の実施は、平成25年 3 月 22 日終了した旨の通知があった。

平成25年 5 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 5 月 14 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 日高史郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県民健康プラザ鹿屋医療センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,843,000キロワットアワー
 - 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター総務課
鹿屋市札元一丁目 8 番 8 号 郵便番号 893-0013
 - 3 落札者を決定した日
平成25年 3 月 29 日
 - 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
 - 5 落札金額
46,676,427円
-

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年 2 月 8 日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。
平成25年 5 月 14 日

県立大島病院長 眞田純一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立大島病院で使用する電気
年間予想使用電力量 4,150,000キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院経営課会計係
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年 3 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 随意契約に係る契約金額
75,507,425円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成25年 5 月 14 日

県立薩南病院長 古川重治

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立薩南病院で使用する電気
年間予想使用電力量 1,802,448キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立薩南病院経営課
南さつま市加世田高橋1968番地4号 郵便番号 897-1123
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3 月 29 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額
31,906,805円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年 2 月 8 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 5 月 14 日

県立北薩病院長 小寺 顕一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 県立北薩病院で使用する電気
 年間予想使用電力量 1,638,472キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 県立北薩病院経営課
 伊佐市大口宮人502番地 4 郵便番号 895-2526
- 3 落札者を決定した日
 平成25年 3 月 29 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 九州電力株式会社
 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号
- 5 落札金額
 29,626,255円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
 平成25年 2 月 8 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第48号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年 5 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A 戦国乙女 3 9 A W	株式会社平和	3P0115
ぱちんこ遊技機	C R ラブ嬢プラス H 9 A Z	株式会社平和	3P0199
ぱちんこ遊技機	C R ラブ嬢プラス L 2 A T	株式会社平和	3P0261
ぱちんこ遊技機	C R デッドオアアライブ B L - T	株式会社大一商会	3P0248
回胴式遊技機	P e r s o n a 4 T h e S L O T - X	株式会社ニューギン	3S0196
回胴式遊技機	湘南純愛組！ - Y	株式会社ニューギン	3S0219

公安委員会公告

平成25年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定により、平成25年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

平成25年 5 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 実施日時
 - (1) 駐車監視員資格者講習の日時
 ア 講習

- 平成25年 6 月 25 日（火）及び同月 26 日（水）午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
- イ 修了考査
平成25年 7 月 3 日（水）午前 9 時から午前 10 時まで
- (2) 認定考査の日時
平成25年 7 月 3 日（水）午前 9 時から午前 10 時まで
- 2 実施場所
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）
- 3 人員
講習及び認定考査の人員を併せて 30 人
- 4 講習及び認定考査の方法
- (1) 講習項目
- ア 交通警察総説
イ 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要
ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識
エ 放置車両の確認等の実施要領等
オ 基本的心構え及び職務倫理
- (2) 修了考査の実施
(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。
なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第 9 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。
- (3) 認定考査の実施
駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。
なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第 4 項に規定する認定書を交付する。
- 5 講習及び認定考査の申請手續
- (1) 講習の申請手續
- ア 提出書類等
- (イ) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手續等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して、申込者の住居地を管轄する警察署に受講者本人が提出すること。
なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- (イ) 申込みの際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真。以下同じ。）1 枚を申込書に貼り付けて提出すること。
- (ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。
- イ その他
申込書提出後、駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、講習受講の際は必ず持参すること。
- (2) 認定考査の申請手續
- ア 提出書類等
- (イ) 認定考査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条第 1 項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して、申請者の住居地を管轄する警察署に受検者本人が提出すること。
なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参

すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第7条第2項に規定する写真1枚を申請書に貼り付け、委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

申請書提出後、駐車監視員資格者認定考査受検票が送付されるので、認定考査の際は必ず持参すること。

6 手数料

(1) 講習手数料

講習手数料は、19,000円である（19,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。）。

なお、申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定考査）

認定申請手数料は、4,500円である（4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。）。

なお、申請書を受理した後は、認定申請手数料は返還しない。

7 受付期間

平成25年5月20日（月）から同年6月7日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、講習及び認定考査の人員が併せて30人になり次第受付を終了する。

8 修了考査及び認定考査の合格者の発表

修了考査及び認定考査終了後、当日中に合格者を発表する。

9 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に委託規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は最寄りの警察署に対して行うこと。